

# 日本株ロング・ショート戦略ファンド

## 愛称: 成長の風

### 追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (ロング・ショート型)

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型(ロング・ショート型)	株式・一般	年4回	日本	ロング・ショート型

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。  
 <社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www.toushin.or.jp/>>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。  
 この目論見書により行う「日本株ロング・ショート戦略ファンド」の募集については、発行者であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年5月20日に関東財務局長に提出しており、平成23年6月5日にその届出の効力が生じています。

- ・ ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ・ 投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

#### ■委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

#### ユナイテッド投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第414号 設立年月日:1999年9月17日/資本金:11億5,500万円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:643億3,425万円(2011年12月末現在)

#### ■受託会社<ファンドの財産の保管および管理を行う者>

株式会社りそな銀行

#### <照会先>ユナイテッド投信投資顧問

インターネットホームページ: <http://www.unitedinv.co.jp/>

お客様デスク: 03-5542-7150 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

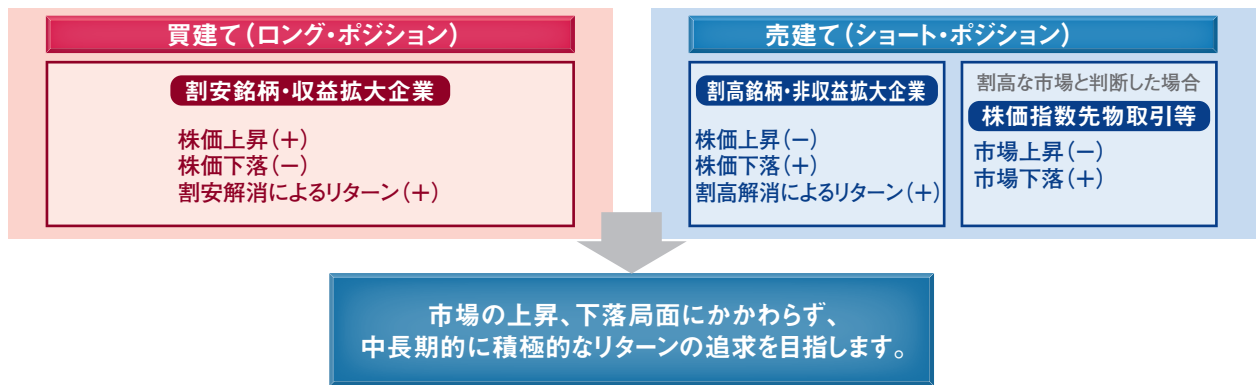
わが国の金融商品取引所上場株式への投資を通じて、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

### 1 日本株式ロング・ショート戦略により、株式市場の変動による影響を軽減しつつ、中長期的に積極的なプラスのリターンを目指します。

- ・わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、ロング・ショート戦略により、株式市場の全体の動きに左右されにくい収益の獲得を目指します。
- ・ロング・ショート戦略とは、将来の成長が見込まれる株式を買建て(ロング・ポジション)し、その一方で、過大評価されていると判断される株式を主に信用取引により売建て(ショート・ポジション)する運用戦略です。

ロング・ショート戦略のイメージ



### 2 銘柄の選定にあたっては、テーマ・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより投資銘柄を選定します。

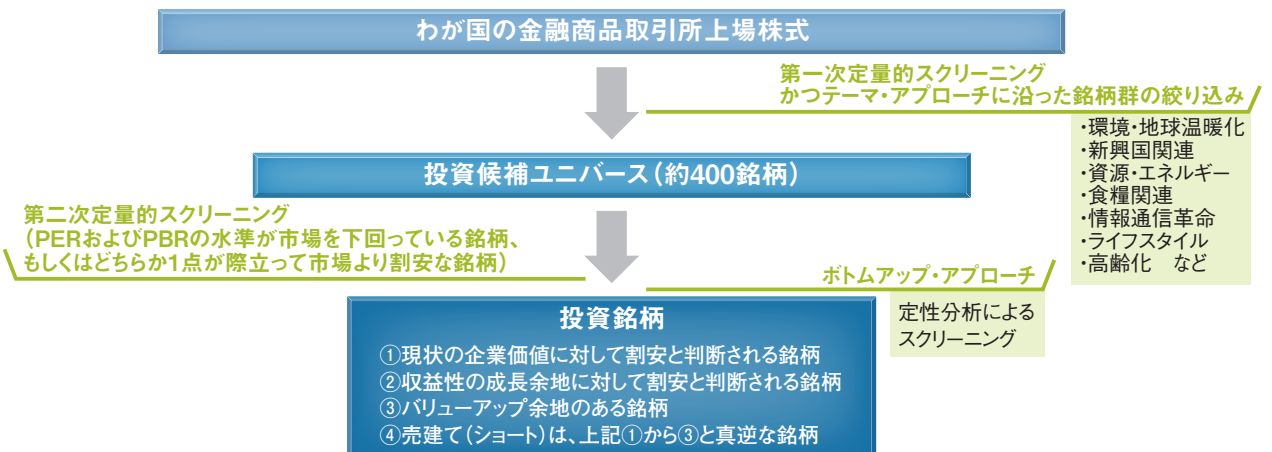
- ・テーマ・アプローチにより、今後の活躍が期待できる企業の成長性、収益性および技術優位性などに着目し個別銘柄を選定します。

(テーマ・アプローチによる例)

環境・地球温暖化、新興国関連、資源・エネルギー、食糧関連、情報通信革命、ライフスタイル、高齢化など

- ・テーマ・アプローチに加え、ボトムアップ・アプローチによる徹底的な個別銘柄の精査・調査を併せて行います。
- ・買建て(ロング・ポジション)については、テーマ・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより、25から50銘柄程度に分散投資を行い、1銘柄あたりの組入比率は、原則として、取得時において当ファンドの信託財産の純資産総額の20%を上限とします。
- ・売建て(ショート・ポジション)については、割高で、将来の収益拡大が見込めない可能性のある銘柄を中心に投資します。

投資銘柄選定プロセス



# ファンドの目的・特色

## 3 銘柄選定にあたっては、ミョウジョウ・アセット・マネジメント社から助言を受けます。

- ・当ファンドにおける信託財産の投資判断(投資銘柄の選定等)について、ミョウジョウ・アセット・マネジメント社(正式名称:ミョウジョウ・アセット・マネジメント株式会社)より助言を受けます。
- ・ミョウジョウ・アセット・マネジメント社は、豊富な経験と実績を有するファンドマネージャーおよびアナリストによる精緻な技術評価およびビジネスモデル評価に実績があり、独自の銘柄評価手法に基づく割安銘柄の発掘を得意としています。

### ● 投資信託約款の重大な変更について

当ファンドにつきまして、以下の通り、投資信託約款の重大な変更を行います。

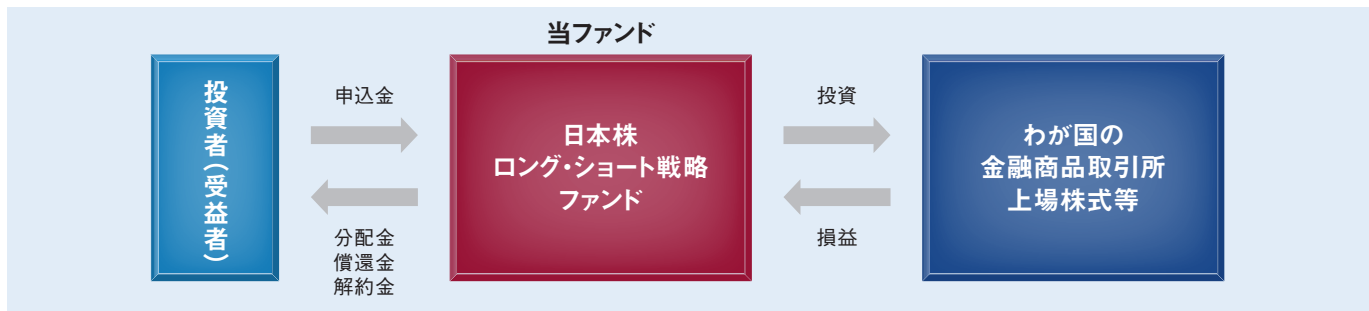
平成24年5月10日をもって、当ファンドの信託財産の投資判断に関して助言を行う投資顧問会社(助言会社)を「ミョウジョウ・アセット・マネジメント株式会社」から「ながら・アセット・マネジメント株式会社」へ変更いたします。

### 「ながら・アセット・マネジメント株式会社」について

ながら・アセット・マネジメント株式会社は、豊富な経験と実績を有するファンドマネージャーおよびアナリストによる精緻な技術評価およびビジネスモデル評価を得意とし、独自の銘柄評価手法に基づく割安銘柄の発掘を得意としています。

※委託会社では、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、本信託約款の変更を行うための書面決議(平成24年4月18日)を行った結果、平成24年3月15日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上で、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されたため、平成24年5月10日より信託契約の変更を行います。

## ファンドの仕組み



## ■ 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 株式の買建て金額(ロング・ポジション)の合計額と株式の売建て金額(ショート・ポジション)の合計額は、それぞれ信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

## ■ 分配方針

年4回(毎年2月、5月、8月および11月の各27日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注)市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。  
当ファンドは、株式などの値動きのある有価証券等へ投資を行いますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。  
当ファンドの基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

### 有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、国内の株式等を主要投資対象としますので、当ファンドの基準価額は、当該株式等の価格変動の影響を大きく受けます。株式等の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化等により変動します。その影響により株式等の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

### ロング・ショート戦略固有のリスク

当ファンドは、株式の売建て(ショート)を行いますので、売建て(ショート)した株式の価格が上昇した場合にも当ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売建て(ショート)の特性上、損失が想定以上になることもあります(また、株式を売建て(ショート)するにあたり、借入れコストがかかります。)。当ファンドは、株式市場全体の動向から影響を抑制する運用を行います。その影響がなくなるわけではありません。また、買建て(ロング)、売建て(ショート)する株式のリターン動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落する場合があります。

### 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

### 流動性リスク

組入る有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模の縮小や市場動向によっては、組入る有価証券が当初期待される価格での取引もしくは機動的な売買ができないことがあり、当ファンドの基準価額に悪影響を及ぼすことがあります。

### 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが組入れている有価証券等を大量に売却する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、有価証券等を当初期待された価格で売却できないことがあり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドにおいては、投資銘柄の選定に関して、国内の投資顧問会社から助言を受けます。当該投資顧問会社の業務または財産の状況の変化、助言担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

- パフォーマンスの考査  
ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果が投資委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理  
コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、内部統制委員会に報告され、審議を行います。

※上記体制は平成23年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 運用実績

データ基準日：2011年11月30日現在

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	7,637 円
純資産総額	902 百万円



## 分配の推移

決算期	分配金
第1期(平成23年 8月29日)	0 円
第2期(平成23年11月28日)	0 円
第3期(平成24年 2月27日)	—
第4期(平成24年 5月28日)	—
第5期(平成24年 8月27日)	—
設定来累計	0 円

\*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

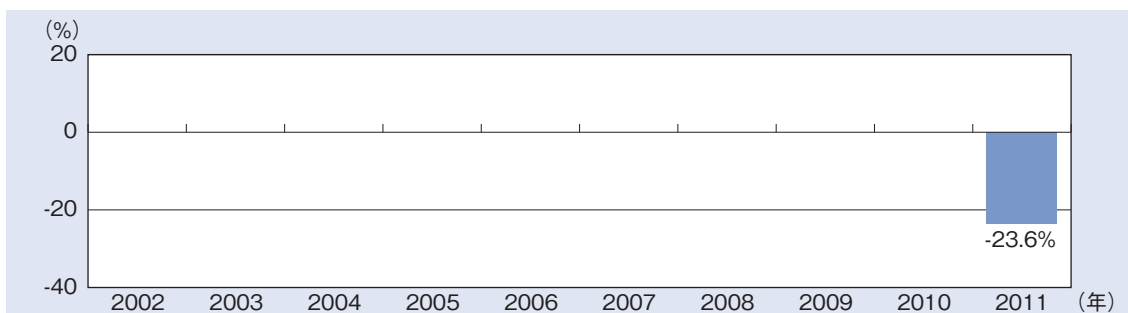
ポジションの内訳			比率	
ロング(買い)ポジション	株式	東証一部	88.3%	98.8%
		東証二部	4.9%	
		その他	5.6%	
ショート(売り)ポジション	信用取引	-8.3%	-8.3%	
	先物取引	0.0%		
ネットポジション			90.4%	
現金等			1.2%	
合計			100.0%	

\*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

ポジションの組入れ上位銘柄・業種					
ロング(買い)ポジション				ショート(売り)ポジション	
銘柄名	コード	業種	比率	業種	比率
大阪チタニウムテクノロジーズ	5726	非鉄金属	9.77%	情報・通信業	-3.11%
東邦チタニウム	5727	非鉄金属	9.69%	輸送用機器	-3.01%
JUKI	6440	機械	7.92%	電気機器	-2.22%
大同メタル工業	7245	輸送用機器	6.92%	—	—
グリー	3632	情報・通信業	5.93%	—	—
古河スカイ	5741	非鉄金属	5.58%	—	—
ディー・エヌ・エー	2432	サービス業	5.02%	—	—
東光	6801	電気機器	4.95%	—	—
井関農機	6310	機械	4.26%	—	—
ファナック	6954	電気機器	3.94%	—	—

\*比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*当ファンドにはベンチマークはありません。2011年は設定日(6月20日)から11月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	[一般コース(分配金を受取るコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位 [自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位 (※原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	当初申込期間(平成23年6月6日から平成23年6月17日まで) 1口あたり1円 継続申込期間(平成23年6月20日から平成24年8月27日まで) 購入申込日の基準価額(1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	[一般コース(分配金を受取るコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位 [自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金(解約)受付日の基準価額
換金代金	原則として換金(解約)受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間 平成23年6月6日から平成23年6月17日 継続申込期間 平成23年6月20日から平成24年8月27日 (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午までにお願ひします。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として平成33年8月27日までです。(平成23年6月20日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ●受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ●やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月、5月、8月および11月の各27日(休業日の場合は翌営業日) ただし、第一計算期間は、平成23年6月20日から平成23年8月29日までとします。
収益分配	年4回の毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入申込受付日(ただし、当初募集期間においては、1口あたり1円)の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <b>3.15%(税抜 3.00%)</b> として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。		
信託財産留保額	<b>ありません。</b>		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎決算時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。		
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)	<b>年 2.0265% (税抜 年 1.93%)</b>	
	配分	委託会社	年 1.1025% (税抜 年 1.050%)
		販売会社	年 0.840% (税抜 年 0.800%)
受託会社		年 0.084% (税抜 年 0.080%)	
※投資顧問会社(助言者)に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける報酬の中から支払われます。			
実績報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用の実績に応じて実績報酬が発生します。</li> <li><b>実績報酬は毎決算時における過去最高値の基準価額(実績報酬控除後)をハイウォーターマークとし、基準価額がハイウォーターマークを上回った場合、その超過額に対して21.0%(税抜20.0%)を乗じて算出されます。ただし、第一計算期間におけるハイウォーターマークは10,000円とします。</b></li> <li>当該実績報酬は、日次で計算され、日々の基準価額に反映されます。</li> <li>当該実績報酬は、毎決算時および信託終了のとき信託財産中より支払われます。</li> </ul>		
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)</li> <li>信託財産に関する租税</li> <li>監査費用(消費税相当額を含みます)</li> <li>諸費用(目論見書の作成費用など)</li> <li>①目論見書などの作成および交付に関する費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用、④公告に係る費用、⑤法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など</li> </ul> ※これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。		

### ◆ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%*
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%*

\*平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%、平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

※上記は平成24年2月27日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更されることがあります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**U N I T E D**  
I N V E S T M E N T S